

第8章 医療救護等対策

【基本方針】

【予防対策】

- 第1節 初動医療体制の整備
- 第2節 医薬品・医療資機（器）材の確保
- 第3節 医療施設の基盤整備
- 第4節 遺体の取扱い

【応急対策】

- 第1節 初動医療体制
- 第2節 医薬品・医療資機（器）材の供給
- 第3節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

【復旧対策】

- 第1節 防疫体制の確立
- 第2節 遺体の埋葬等

基本方針

震災時には、家屋の倒壊や火災の発生などにより多数の負傷者が発生することが想定されるため、関係機関・団体が連携した体制を構築し、医療救護、歯科医療救護、助産救護及び乳幼児救護の迅速な実施に万全を期さなければならない。また、遺体については、死者の尊厳と遺族の感情を十分に配慮し、適切かつ迅速に取り扱う必要がある。

さらに、被災住民に対する巡回保健相談や食品等の衛生措置を行うほか、検病調査、防疫指導、家屋内外の消毒等を行い、各種感染症の蔓延を防止するなど、被災地域の保健衛生対策を徹底することにより、区民生活の安定を図る。

なお、具体的な医療救護活動は、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と協議の上、区が策定した「江東区災害時医療救護活動マニュアル」等により対策を講じる。

■初動医療体制の確立

被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を震災直後から最大限活用できるよう、区災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。また、関係各部や警察署、消防署等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。

■医薬品・医療資機（器）材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資機（器）材の備蓄に加え、薬剤師会等と協力し医薬品等の卸売販売業者も活用した医薬品等の供給体制を強化する。

予防対策

第1節 初動医療体制の整備

(区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、東京消防庁、陸上自衛隊)

1. 情報連絡体制の確保

区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う区災害医療コーディネーターを設置（指定）する。

区は、区内の医療救護活動等における医薬品の供給等及び薬事衛生面に関する助言及び支援を行う区災害薬事コーディネーターを設置（指定）する。

また、区災害医療コーディネーターが、区域内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築する。

2. 医療救護活動の確保

区では、医師会、歯科医師会及び薬剤師会、柔道整復師会と協定を締結し、医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるよう努めている。

区は、あらかじめ医療救護所等を設置できる場所を確保するとともに、災害拠点病院等との連携に基づいて、あらかじめ緊急医療救護所の設置場所を確保する。

また、医療救護活動拠点を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるよう、体制を整備する。あわせて、平時から緊急医療救護所の設置・運営訓練を実施することで、実効性を高める。

【医療救護所等】

名 称	説 明
避難所医療救護所	区が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所
緊急医療救護所	区が、発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ（※）、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
医療救護活動拠点	区が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※ トリアージとは、災害時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

3. 負傷者等の搬送体制の整備

区は、負傷者の搬送方法を検討し、医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築を図る。

引き続き、搬送手段の拡充を図るため、車両や船舶等を保有する関係機関との新たな協定締結等について検討する。

4. 防疫体制の整備

区は、防疫用資機（器）材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。また、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

（第2部 第10章「避難者対策」参照）

5. 被災動物の保護

区は、関係機関と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、協定締結団体である東京都獣医師会江東支部等の関係機関との協力体制の整備に努める。

第2節 医薬品・医療資機（器）材の確保

（区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会）

区は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協議の上、医療救護所等で使用する医薬品等を備蓄するよう努める。なお、医薬品等の備蓄については、卸売販売業者が復旧するまでの間（目安：72時間）に医療救護所等で必要になる品目・量とする。

また、薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所（状況に応じて複数箇所設置）、センター長（区災害薬事コーディネーター）や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議しておく。卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する。

災害薬事センターを複数箇所設置する場合、中核となる災害薬事センターは、災害医療コーディネーターのいる区の指定した場所等とする。このセンターを統括する区災害薬事コーディネーターは薬剤師会から選任し（以下、区災害薬事コーディネーター長）、災害医療コーディネーターと連携し活動する。その他のセンターの区災害薬事コーディネーターは薬剤師会と区が協議の上、決定する。区災害薬事コーディネーター長は、その他の災害薬事センターを統括する。

区災害薬事コーディネーターは、区、医師会等と緊密な連携を確保し、医薬品の適正な管理、配置に努める。

区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

第3節 医療施設の基盤整備

(区健康部、都保健医療局)

広域的な連携体制の下、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院を強化し、災害時医療体制の充実を図る。

都は、災害に対する総合地域危険度を勘案して災害拠点病院を指定する。また、救急告示を受けた病院等を災害拠点連携病院として指定し、中等症者等を中心とした受入体制を確保するとともに、災害拠点病院及び災害拠点連携病院以外の全ての病院を災害医療支援病院として位置付けて、災害時の医療機能を確保する。

都は、医療機関の耐震化とともに、多元的な水の確保、電力等のライフライン機能確保やBCP（事業継続計画）の策定を支援する。また、衛星携帯電話やEMIS（広域災害救急医療情報システム）など通信手段の確保やマニュアルの整備など活用方法を確立するとともに、円滑な情報連絡体制を構築するため、災害拠点病院等との通信訓練を実施する。

【災害拠点病院等】

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

第4節 遺体の取扱い

(区区民部・土木部・健康部、深川・城東・東京湾岸各警察署、東京海上保安部、陸上自衛隊)

災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、捜索、遺体の取扱い、埋葬の各段階において、区並びに都各機関及び防災関係機関相互の連絡を緊密にし、遅滞なく処理を行い、民心の安定を図る。

区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
- 検視・検案（※）未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- 遺体収容所設置等に供する資機（器）材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

※ 検視とは、検視官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査することを言うが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。

※検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

応急対策

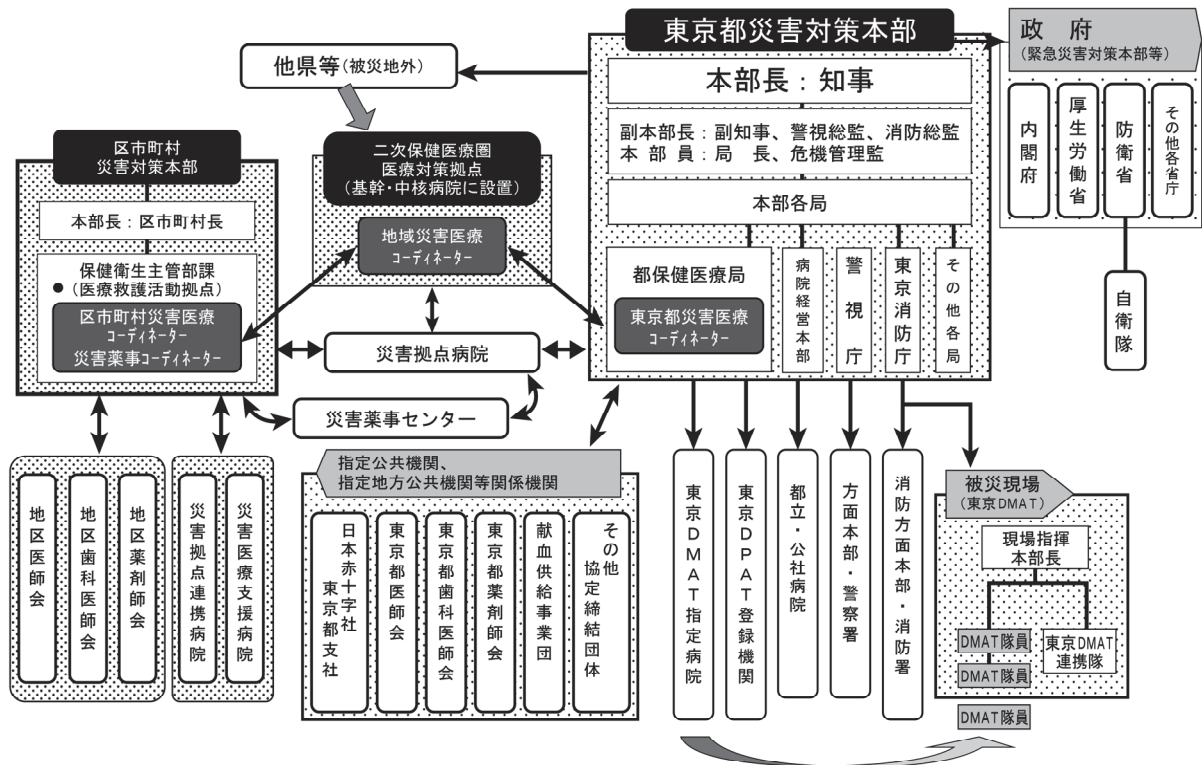
第1節 初動医療体制

（区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、東京消防庁、陸上自衛隊）

1. 医療救護活動体制

区は、災害により医療救護の必要があると認めた場合は、迅速かつ的確な医療救護活動を実施するものとし、医師会等の協力を得て医療救護所を設置し、直ちに医療救護活動及び歯科医療救護活動を実施するものとする。

【発災直後から急性期までの連携体制（イメージ）】



【医療救護活動におけるフェーズ区分】

区分	想定時間	状況
0 発災直後	発災～6時間	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1 超急性期	6時間～72時間	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2 急性期	72時間～1週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3 亜急性期	1週間～1か月程度	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4 慢性期	1か月～3か月程度	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5 中長期	3か月以降	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

【主な医療救護活動】

全体概要	フェーズ0 発災直後	フェーズ1 超急性期	フェーズ2 急性期	フェーズ3 亜急性期	フェーズ4 慢性期	フェーズ5 中長期
	発災～6時間まで	72時間まで	1週間程度まで	1か月程度まで	3か月程度まで	3か月程度以降
医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療、被災者・支援する職員等の健康管理、公衆衛生的なニーズ		
必要な医療救護活動	都内全域の広域的な活動			区市町村中心の救護活動		
① 区市町村		緊急医療救護所の設置・運営				
区市町村災害医療コーディネーター		地区医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
		避難所医療救護所、医療救護活動拠点・災害薬事センターの設置				
② 都	災害医療コーディネーターの参集 医療対策拠点の設置					
東京DMATの活動						
東京都災害医療コーディネーター		都医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班等の派遣				
地域災害医療コーディネーター		主に日本DMATによる支援活動				
				主に他道府県の医療救護班による支援活動		
③ 災害拠点病院		主に重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
④ 災害拠点連携病院		主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療			平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑤ 災害医療支援病院					平常時の医療体制へ徐々に移行	
⑥ 診療所等		診療継続または区市町村の定める医療救護			平常時の医療体制へ徐々に移行	

※ 被害状況等により、活動期間は、長期化または短縮します

【各機関の役割分担・連携】

機 関 の 名 称	活 動 内 容
区	医療救護活動拠点を設置する。区災害医療コーディネーターの助言のもと、区内の医療救護活動等を統括する。医師会、歯科医師会、薬剤師会等の協力を得て緊急医療救護所を設置する。
医 師 会	区から「災害時の医療救護活動についての協定書」に基づく、医療救護班の派遣要請があったときは、医療救護班を出動させ、医療救護活動を行う。
歯 科 医 師 会	区から「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」に基づく、歯科医療救護班の派遣要請があったときは、歯科医療救護班を出動させ、歯科医療救護活動を行う。
薬 剤 師 会	区から「災害時の薬剤師会の救護活動に関する協定書」に基づく、薬剤師班の派遣要請があったときは、薬剤師班を出動させ、医療救護班の医師等とともに医療救護活動、防疫対策への協力等を行う。
柔道整復師会	区から「災害時における柔道整復師会の協力についての協定書」に基づく、応急救護の実施の要請があったときは、指定の場所に参集し、医師の指示の下に活動を行う。
助 産 師 会	区から「災害時における助産師会の支援活動に関する協定書」に基づく、助産師の派遣の要請があったときは、指定の場所に助産師を派遣し、妊産婦等支援活動を行う。
都 保 健 医 療 局	区から医療救護班等の派遣及び医薬品等の供給要請があった場合、又は医療救護の必要を認めた場合には、都医療救護班の派遣や必要な医薬品等の供給を行う（原則区東部医療対策拠点に要請する）。
東 京 消 防 庁 (第七消防方面本部・ 深川・城東両消防署)	都又は区から医療救護所の活動に関する要請があった場合には、可能な範囲で救急隊を派遣し支援する。 また、発災直後の救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて災害医療派遣チーム（「東京DMAT」）と連携して行う。 支援内容は次のとおりとする。 1 傷病者の収容先医療機関の選定 2 後方医療施設への搬送 3 傷病者の応急処置
陸 上 自 衛 隊	区から都に依頼し、都から(都へ要請する時間がない場合は、直接区から)要請があった場合には、可能な範囲で隊員を派遣し支援する。 医療救護に関する支援内容は、次のとおりとする。 1 傷病者の救出活動 2 傷病者の輸送等 3 診察・防疫等の支援 4 人員及び物資の緊急輸送 5 その他

震 災 編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風 水 害 編	第1部
	第2部
	第3部

2. 医療情報の収集伝達体制

区は、医師会及び区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーター等と連携して、人的被害、診療所、歯科診療所及び薬局の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報共有するとともに、圏域内の地域災害医療コーディネーターに対して報告する。

また、住民に対する相談窓口の設置、医療救護所の設置状況や医療機関の活動状況の地域住民への周知等を実施する。

【災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター】

指定区分	説明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するために、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師（令和6年4月現在 医師3名を指定）
地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏（※）域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師（島しょ保健医療圏を除き各1名）
区災害医療コーディネーター	区内の医療救護活動を統括・調整するため、医学的な助言を行う、区が指定する医師
東京都災害薬事コーディネーター	都内全域の医療救護活動における医薬品の供給等及び薬事・衛生面に関する助言及び支援を行うために都が指定する薬剤師
地域災害薬事コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動における医薬品の供給等及び薬事・衛生面に関する助言及び支援を行うために都が指定する薬剤師
区災害薬事コーディネーター	区内の医療救護活動における医薬品の供給等及び薬事・衛生面に関する助言及び支援を行うために区が指定する薬剤師

※ 江東区、墨田区及び江戸川区は区東部保健医療圏に該当する。

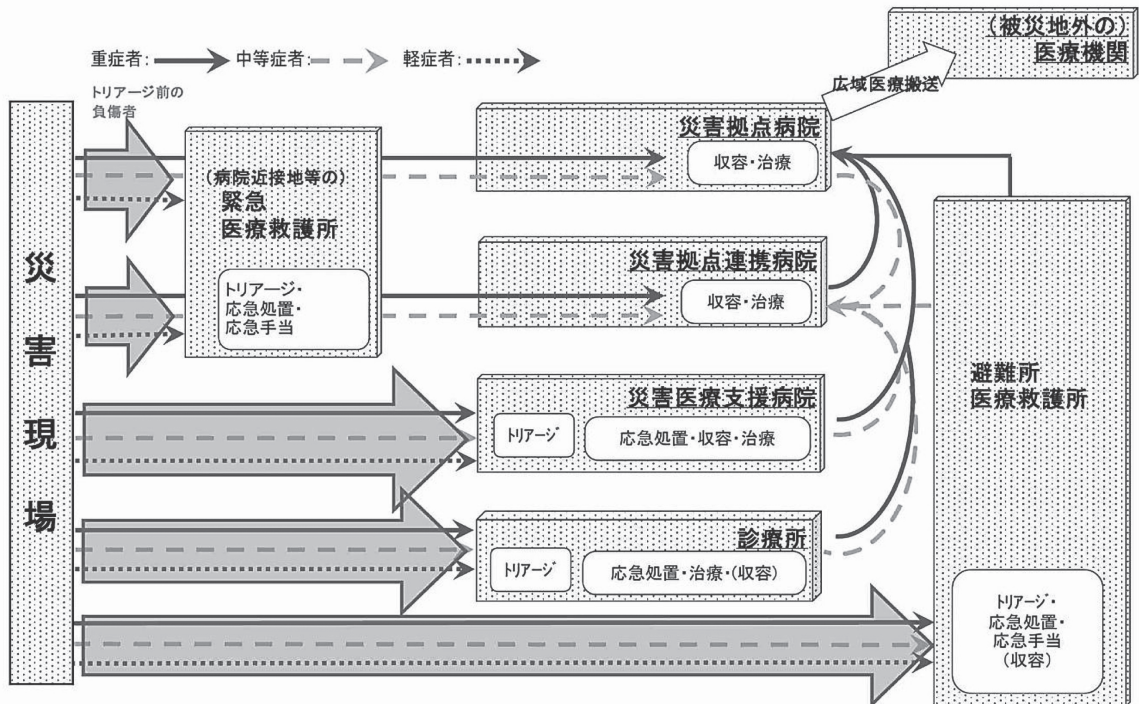
3. 初動期の医療救護活動

(1) 区

区は、次の活動を行う。

- 災害時における医療救護を一次的に実施
- 区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整
- 災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営（超急性期）
- 医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整
- 拠点避難所等に医療救護所を設置（急性期以降）
- 避難所等において定点・巡回診療を実施
- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との協定に基づき、医療救護を実施するよう要請
- 医療救護体制が不足する場合には、地域災害医療コーディネーターに応援を要請

【災害時医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受け入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等や負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、急性期以降は避難所等における避難所医療救護所を中心とする。

なお、区は医療救護班等の救護活動を円滑なものにするため、「江東区災害時医療救護活動従事者登録証」を医師会等に交付している。

第1 医療救護本部の設置

区健康部は、超急性期以降に区本部の機能の一部として「医療救護本部」を設置する。

第2 医療救護活動拠点の設置・運営

区健康部は、医療救護活動拠点を設置する。

医療救護活動拠点では、区災害医療コーディネーターが中心となって、医療救護本部や医療救護班などの医療チームと情報交換を行い、医療救護所や医療機関で行われる医療救護活動に不均衡が生じないように医療ニーズや活動方針を確認する。

第3 被害状況の把握・伝達

- ① 区民の被害状況の収集
区災害対策本部のみならず、関係機関からも情報収集を行う。
- ② 医療機関の被害状況の把握
医療救護本部は、各地域の医療機関の被害状況及び診療可能状況を可能な限り把握する。

③ 被害情報の伝達

医療救護本部の把握した情報は、速やかに、区災害対策本部、区災害医療コーディネーター及び関係機関に報告する。

第4 医療救護班の編成

医療救護本部は、あらかじめ医師会・歯科医師会・薬剤師会等と協議し、医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班を編成しておくものとし、災害時には、医師会・歯科医師会・薬剤師会に対し、派遣をそれぞれ要請する。

【医療救護班等の活動内容】

区 分	内 容
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者のトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置 ○ 傷病者の搬送 ○ 死亡の確認 ○ 助産救護 ○ 状況に応じて遺体の検案への協力
歯科医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 検死・検案に際しての法歯学上の協力 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導及び医療救護班への協力など、区からの要請に応じられること
薬剤師班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援、避難所の衛生管理・防疫対策への協力及び医療救護班への協力など、区からの要請に応じられること

第5 医療救護所等の設置

医療救護本部・医療救護活動拠点は、次の場所に緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置し、医療救護班・歯科医療救護班を配置するものとする。また、避難所医療救護所の設置は災害救助法に基づくものであるため、都への報告様式等に留意する。（緊急医療救護所の設置場所は資料編その1 P.資 1-34 I-12 「緊急医療救護所等の医療救護活動場所一覧」参照）

- ① 災害拠点病院・災害拠点連携病院又はそれに近接した拠点避難所
- ② 災害現場
- ③ その他必要と認める地点

医療救護本部・医療救護活動拠点は、健康部職員を各緊急医療救護所に派遣し、運営・連絡体制の強化に努める。また、医療ボランティアの調整を行う。

医療救護所等において、助産救護活動を必要とするときは、救護班及び助産師会の協力を得て、次の処置を講ずる。

- ① 脱脂綿、ガーゼ等衛生材料の提供
- ② 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

- ③ 妊産婦等に対する応急処置
- ④ 分娩介助、必要な処置

なお、区と助産師会（江東地区分会）との間で「災害時における助産師会の支援活動に関する協定書」を平成26年9月1日（令和元年10月4日再締結）に締結している。

第6 医療救護の範囲

医療救護の範囲は次のとおりとする。

- ① 必要な応急処置
- ② 病院（診療所）への収容に関する連絡調整
- ③ 看護

(2) 医師会

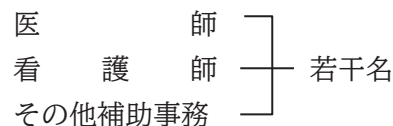
区と医師会との間で「災害時の医療救護活動についての協定書」を平成10年5月21日（令和元年7月10日再締結）に締結しており、この協定の円滑な実施を図るため、次のとおり、災害時における傷病者に対する迅速適切な医療救護を実施するものとする。

第1 医師会災害対策本部の設置

医師会は、災害時において、医師会内に医師会災害対策本部を設置し、医師会会長は医師会災害対策本部長（以下「医師会本部長」という。）となり、医師会員の安否又は医療救護本部から診療所の被害状況、傷病者の発生状況等を把握し、医療救護本部からの医療救護活動の要請に備える。

第2 医療救護班

医療救護班は、あらかじめ医師会において編成し、次のような編成とする。



第3 出動

医師会本部長は、区からの要請に基づき、医療救護班の出動が必要であると認めるときは、派遣先、派遣班数、交通手段、携帯品などを確認し、直ちに出勤可能な医療救護班に出動を命令し、医療救護活動を実施する。

医師会本部長は、出勤した医療救護班について、医療救護本部に報告する。

第4 医療救護班の業務

- ① 傷病者のトリアージ
- ② 傷病者に対する応急措置
- ③ 傷病者の搬送
- ④ 死亡の確認
- ⑤ 助産救護
- ⑥ 状況に応じて遺体の検案への協力

(3) 歯科医師会

区と歯科医師会との間で「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」を平成8年8月1日に締結し（令和元年8月6日再締結）、この協定の円滑な実施を図るため、歯科医師会において災害医療救護計画を定め、次のとおり災害時における傷病者に対する迅速適切な歯科医療救護活動を実施する。

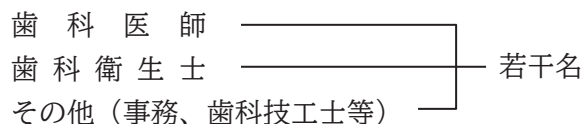
第1 歯科医師会災害対策本部の設置

歯科医師会は、災害時に、区と協議の上、歯科医師会館内に歯科医師会災害対策本部を設置し、情報連絡、歯科医療救護班及び身元確認班(歯科医師班)の編成・出勤など災害に対応できるようにする。

歯科医師会会長は、歯科医師会災害対策本部長(以下「歯科医師会本部長」という。)となり、災害対策業務を指揮統括するとともに、防災関係諸機関との連絡調整に当たるものとする。

第2 歯科医療救護班

歯科医療救護班は、あらかじめ歯科医師会において編成し、次のような編成とする。



第3 出 動

歯科医師会本部長は、区からの要請に基づき、歯科医療救護班の出動が必要であると認めるときは、派遣先、派遣班数、交通手段、携帯品などを確認し、直ちに出勤可能な歯科医療救護班に出動を命令し、歯科医療救護活動を実施する。

歯科医師会本部長は、出勤した歯科医療救護班について、医療救護本部に報告する。
（「身元確認班」については、都地域防災計画・マニュアルを参照のこと）

第4 歯科医療救護班の主な業務

- ① 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置
- ② 検死・検案に際しての法歯学上の協力
- ③ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導及び医療救護班への協力など、区からの要請に応じられること

(4) 薬剤師会

区と薬剤師会との間で「災害時の薬剤師会の救護活動に関する協定書」を平成18年11月1日（令和元年7月30日再締結）に締結しており、この協定の円滑な実施を図るため、次のとおり、災害時における医薬品等の供給、救護所等の公衆衛生の確保を実施するものとする。

第1 薬剤師会災害対策本部の設置

薬剤師会は、災害時において、医療救護本部と協議の上、薬剤師会内に薬剤師会災害対策本部を設置し、薬剤師会会長又はその代理を務める者は、薬剤師会災害対策本部長として区の災害薬事コーディネーターを兼務し、可能な限り災害医療コーディネーターとともに行動し、区の指定した場所等に詰める。また、薬剤師会員又は医療救護本部から薬局の被害状況、医薬品の供給状況等を把握し、薬事活動の指揮を執る。

第2 区災害薬事コーディネーター

区災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。また必要に応じ、地域、救護所等それぞれに個別の区災害薬事コーディネーターを置くことがある。この場合、区災害薬事コーディネーター長がこれを統括する。

【区災害薬事コーディネーターの業務】

- ① 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理等。
- ② 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等。
- ③ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

第3 薬剤師班

薬剤師班は、緊急医療救護所等への出動を想定し、あらかじめ薬剤師会において編成する。薬剤師班は1班3名で編成されることを基本とする。

第4 出動

区災害薬事コーディネーターは、区からの要請に基づき、薬剤師班の出動が必要であると認めるときは、派遣先、派遣班数、交通手段、携帯品などを確認し、直ちに出勤可能な薬剤師班に出動を命令し、医療救護活動の支援を実施する。

第5 薬剤師班の業務

- ① 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- ② 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理
- ③ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援、避難所の衛生管理・防疫対策への協力及び医療救護班への協力など、区からの要請に応じられること

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

【江東区内の救急医療機関】

	名 称	所 在 地	電 話
△	あ そ か 病 院	住吉 1-18-1	(3632)0290
※	昭 和 医 科 大 学 江 東 豊 洲 病 院	豊洲 5-1-38	(6204)6000
△	鈴 木 病 院	塩浜 2-7-3	(5617)5617
△	深 川 立 川 病 院	扇橋 2-2-3	(3645)2101
△	木 場 病 院	木場 5-8-7	(3642)0032
※	江 東 病 院	大島 6-8-5	(3685)2166~9
	寿 康 会 病 院	北砂 2-1-22	(3645)9151
△	藤 崎 病 院	南砂 1-25-11	(3648)2111
△	東 京 城 東 病 院	亀戸 9-13-1	(3685)1431
※	順 天 堂 大 学 医 学 部 附 属 順天堂東京江東高齢者医療センター	新砂 3-3-20	(5632)3111
※	が ん 研 有 明 病 院	有明 3-8-31	(3520)0111

※ 災害拠点病院(都指定)・・・通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、都知事の要請に基づいて医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所等との連携をもとに重症者の医療を行う。

△ 災害拠点連携病院

(5) 柔道整復師会

区と柔道整復師会との間で「災害時における柔道整復師会の協力についての協定書」を平成9年12月15日(令和元年7月22日再締結)に締結している。この協定の円滑な実施を図るため、災害時には医師の指示の下、傷病者に対する応急救護や衛生材料等の提供を実施するものとする。

4. 負傷者等の搬送体制

搬送は、原則として被災現場から医療救護所等までは区が対応し、医療救護所等から災害拠点病院等の医療機関までは区及び都が対応する。

医療救護所等の責任者は、災害拠点病院等に収容すべき傷病者がいる場合には、区等に搬送を要請する。

(1) 負傷者の搬送

搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。

負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、区及び都保健医療局が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター・船舶等により行う。

搬送は、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従って、搬送先施設等の受入体

制を確認し行う。

(2) 医療スタッフの搬送

区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。都が派遣する都医療救護班等の搬送は、都が対応する。

医療救護班等の搬送に当たって、既に締結している関係機関との協定に基づき、バス、船舶、トラック、タクシー等による搬送を活用する。

5. 保健衛生体制

避難所等における健康の維持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

(1) 保健活動

区は、被災住民に対する巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。また、必要に応じて、衛生班（環境衛生）、衛生班（食品衛生）及び衛生班（防疫）を編成する。

都及び区は、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。

保健活動班は、衛生班（環境衛生）や衛生班（食品衛生）、衛生班（防疫）と連携し、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

区は、都保健医療局と協議の上、必要に応じて相互応援協定締結先に保健活動班の派遣を要請する。また、都保健医療局に対して都内の非（小）被災区市町村及び国を通じた他道府県市からの同班の派遣を要請する。

(2) 被災者の精神的ケア等相談活動

被災後のメンタルヘルスを含めた相談に対応するために、保健所等に相談窓口を設置するとともに、必要に応じて避難所を中心とした巡回活動を行う。

(3) 在宅難病患者への対応

区は、在宅難病患者の状況把握に努める。

また、必要に応じて、都に在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援を要請する。

(4) 在宅人工呼吸器使用者への対応

区は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

また、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。

(5) 透析患者等への対応

区は、副ブロック長や地区医師会と連携し、地域の透析医療機関の被災情報等の確認に努め、都保健医療局と情報共有する。

(6) 妊産婦等への対応

区は、助産師会に避難所等への助産師の派遣を要請する。

助産師会は、区の要請に基づき妊産婦等支援班を編成し、区が指定した施設において妊産婦等に対する保健指導及び心身のケアを実施し、相談に対応する。

(7) 被災動物の保護

区は、被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。

第2節 医薬品・医療資機（器）材の供給

(区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、陸上自衛隊)

1. 災害薬事センターの設置

あらかじめ選定した候補地に、災害薬事センターを設置し、医薬品の受入れ・供給及び薬剤師班の拠点としていく。

区は、薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給及び薬剤師班の拠点となる「災害薬事センター」を発災後速やかに設置する。

災害薬事センターを複数箇所設置する場合には、中核となる災害薬事センターのセンター長（区災害薬事コーディネーター長）は薬剤師会から選任し、その他のセンターの区災害薬事コーディネーターは薬剤師会と区が協議の上、決定する（区災害薬事コーディネーター長は、その他の災害薬事センターを統括する）。

区災害薬事コーディネーターは、区災害医療コーディネーター、地域災害医療コーディネーター及び東京都災害医療コーディネーターの業務に協力する。

2. 医薬品等の調達

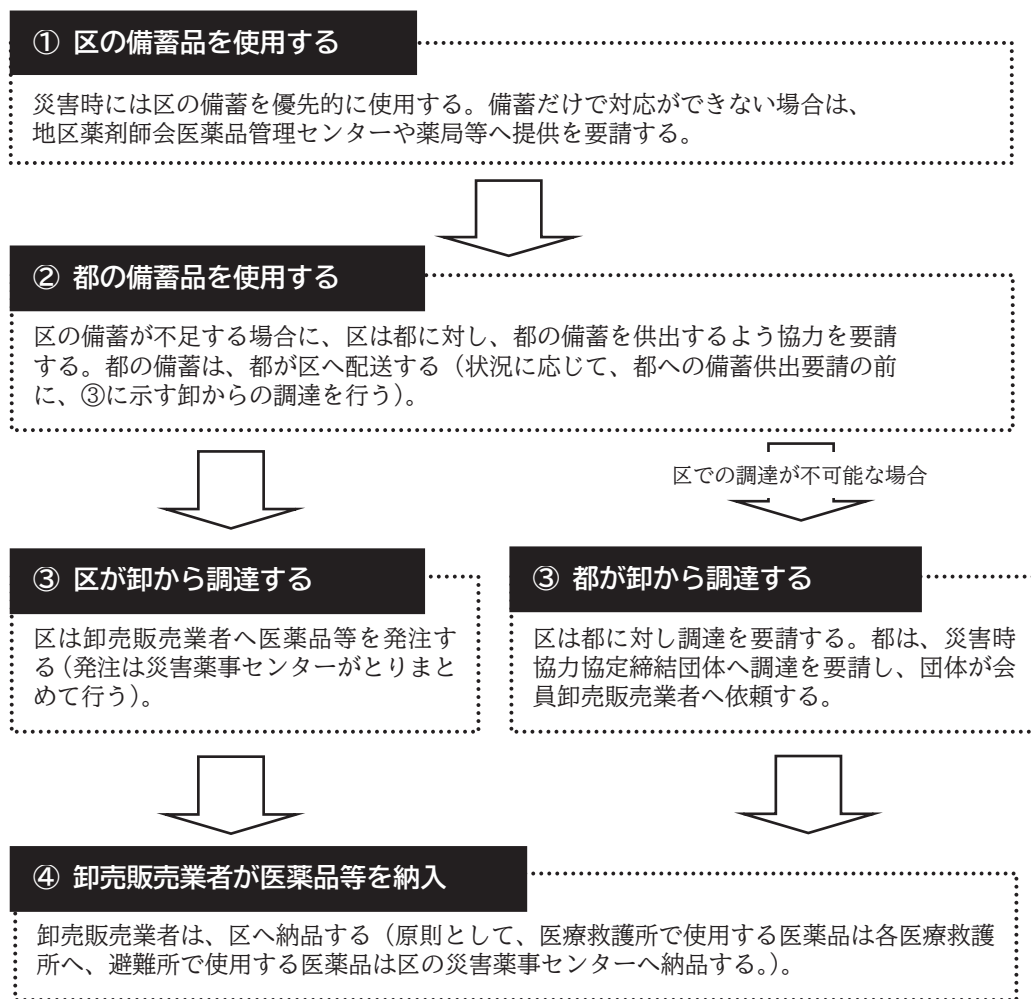
区は、医師会、歯科医師会及び薬剤師会と協議の上、医療救護所等において、発災直後は区の備蓄を使用する。不足する場合は、薬剤師会と協議の上、薬剤師会医薬品情報管理センターや薬局等へ提供を要請する。それでもなお不足する場合は、都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する（状況に応じて都への備蓄供出

要請の前に卸売販売業者からの調達を行う）。

備蓄及び薬剤師会からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し調達する。区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、都保健医療局へ調達を要請する。

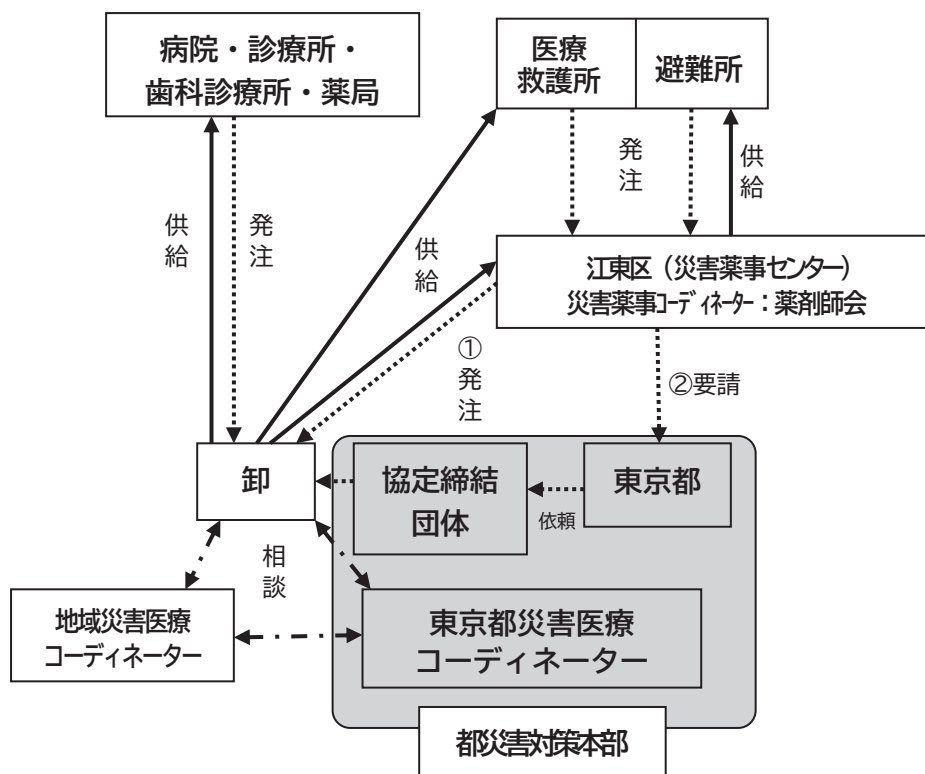
区が卸売販売業者から医薬品等を調達する場合は、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」（平成27年3月31日締結）の規定に基づくものとする。

【区が使用する医薬品等の調達手順】



震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

【卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】



- ① 区は、卸売販売業者へ必要な医薬品を発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- ② 区での調達が不可能な場合は、区は都へ調達を要請し、都が災害時協力協定締結団体へ依頼する。団体の会員である卸売販売業者が区へ納品する。
- ③ ①②どちらの場合でも、発注（又は調達要請）方法及び卸売販売業者からの納品方法は以下のとおりとする。

<医療救護所>

発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

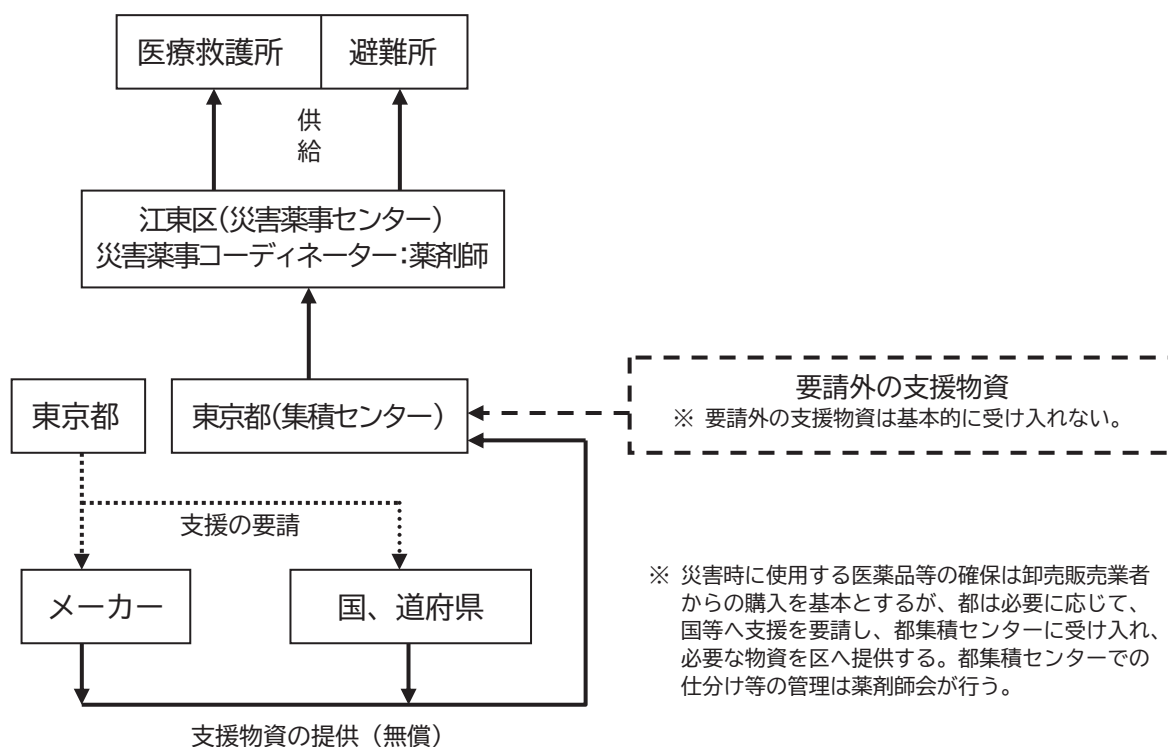
納品：卸が各医療救護所へ直接納品

<避難所>

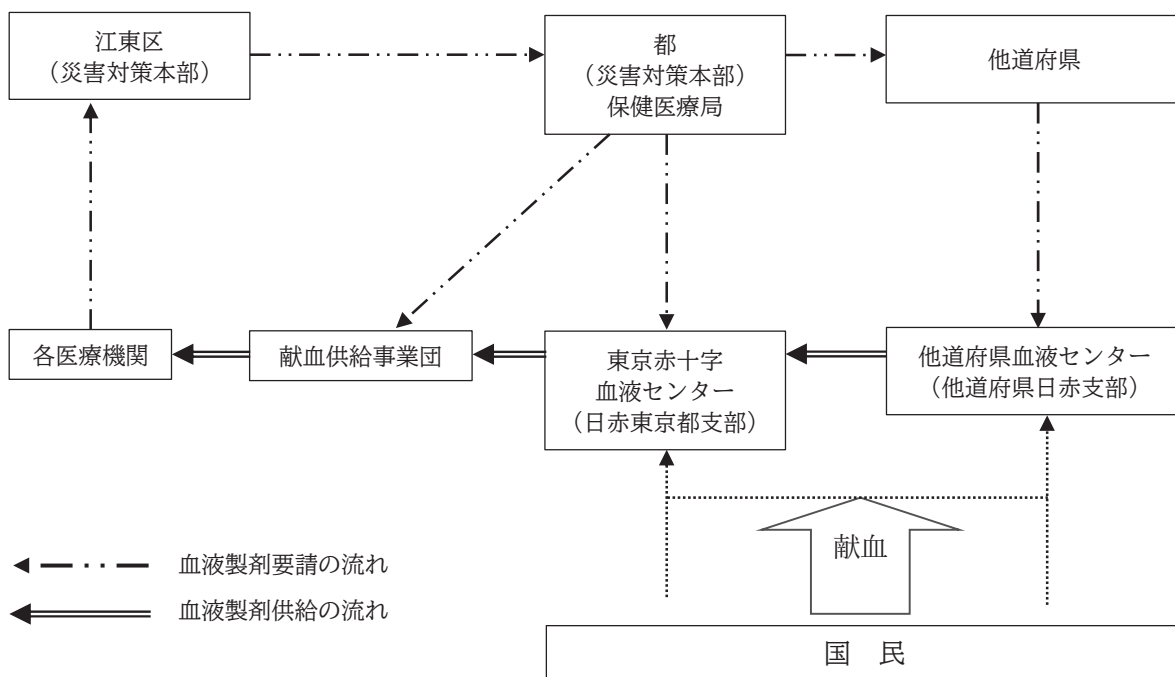
発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（又は調達要請）

納品：卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

【支援物資供給の流れ】



【血液製剤の供給体制】



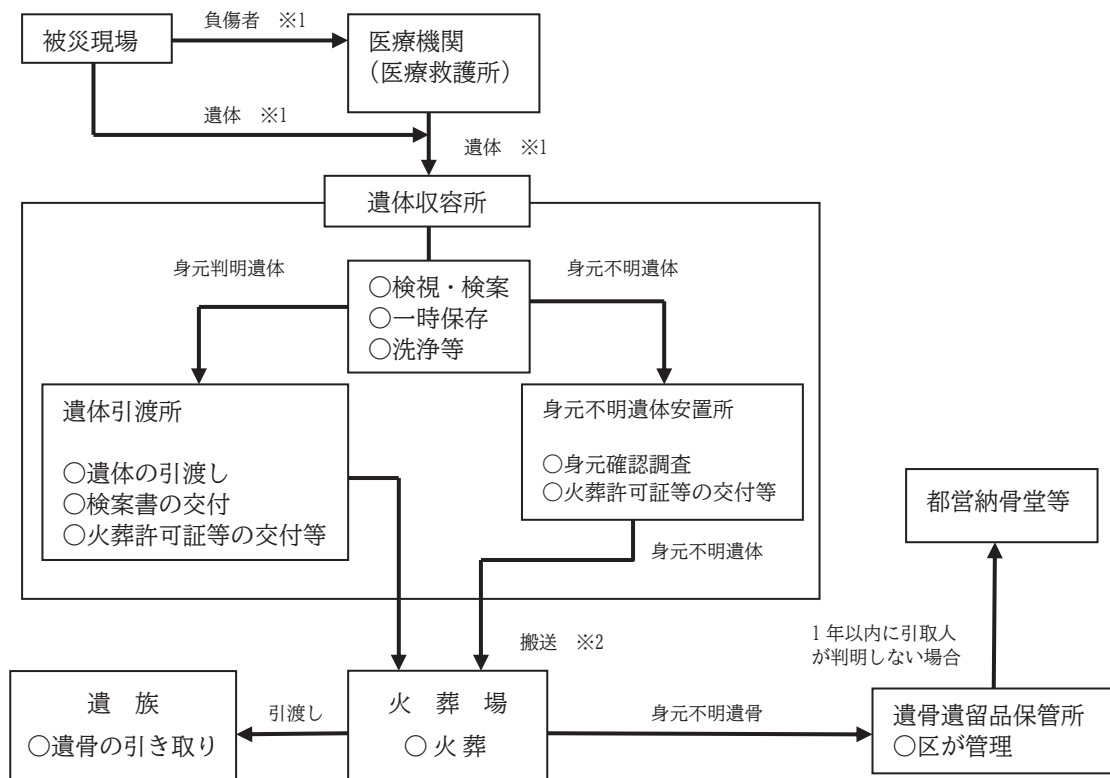
第1部
第2部
震災編
第3部
第4部
第1部
風水害編
第2部
第3部

第3節 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(区民部・土木部・健康部、深川・城東・東京湾岸各警察署、
陸上自衛隊、東京海上保安部)

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、都と区は連携して遺体収容所を開設し、火葬手続を迅速に実施する。

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力する。

自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請する。

1. 遺体及び行方不明者の搜索

(1) 区

災害に伴う遺体及び行方不明者の搜索は、都総務局及び深川・城東・東京湾岸各警察署に協力を要請するものとする。遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、厚生省告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下記の通り定められている。

【遺体の搜索期間と国庫負担】

区 分		内 容
搜索の期間		災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等)
国 庫 負 担	対象となる経費	○ 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の限度額	金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	そ の 他	○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上

(2) 深川・城東・東京湾岸各警察署

- ① 救出救助活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。
- ② 区市町村が実施する遺体の搜索・収容に協力する。
- ③ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

(3) 陸上自衛隊

要請に基づき、警視庁(警察署)、消防署、災害協力隊等と連携協力し、行方不明者の救助・救急に万全を期するとともに、救助・救急活動に伴い発見した遺体に関し、関係機関へ引き継ぐなど適正な処理を行う。

(4) 東京海上保安部

- ① 東京港内及びその周辺に行方不明者が発生した場合は、所属巡視船艇により搜索を実施する。
- ② 海上保安業務に付随して海上漂流死体を発見した場合は、都及び警察と協議して、定められた岸壁に揚収し、警察とともに検視等所要の措置を行った後、区に処理を引き継ぐ。

2. 遺体の搬送

区土木部は、都総務局、警察署、東京海上保安部等関係機関の協力を得て、遺体を遺体収容所に搬送する。また、車両等が不足する場合は、雇上げにより対応する。

なお、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。

状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。

3. 遺体の検案等

監察医務院： 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣。

警 視 庁： 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。

4. 遺体収容及び処理

(1) 遺体の収容

区は、原則として公共施設等に遺体収容所を開設する。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の応急設備を設け、必要用品(棺等)を確保する。

- ① 遺体収容所の設置及び管理運営は、区健康部が中心となり、区民部・土木部の協力を得て行う。
- ② 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設する。
- ③ 都及び警視庁に報告するとともに、区民等へ周知する。
- ④ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。
- ⑤ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施する。
- ⑥ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。
- ⑦ 遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

【遺体処理の期間等と国庫負担】

区 分	内 容
遺体処理の期間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内（10 日以内）に内閣総理大臣（区市町村長の場合は知事）に申請する。
国庫負担の対象 となる経費	○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

(2) 遺体の整理

区は、遺体収容所における検視・検案を含めた運営を準備する。検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。

また、身元不明者の周知と身元不明遺体の保管に関する周知を行う。

- ① 遺体収容所において、区民部は埋火葬許可証を発行する。
- ② 死体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。
- ③ 各警察署の協力を得て身元不明遺体の確認、行方不明者の捜索の相談にあずかるとともに、身元引受人の発見に努める。
- ④ 遺体の引取りを希望する者がいるときは、死体処理票によって整理の上、引き渡す。

(3) 区民への死亡者に関する情報提供

区は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、本庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。

(4) 遺体の遺族への引渡し

区は、警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施する。

(5) 死亡届の受理、埋火葬許可証等の発行等

区は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。

また、死亡届を受理した後、速やかに埋火葬許可証又は特例許可証を発行する。

第1部

第2部

震災編

第3部

第4部

第1部

風水害編

第2部

第3部

復旧対策

第1節 防疫体制の確立

(区総務部・健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、陸上自衛隊)

1. 防疫活動

区長(区本部長)は、被災状況の調査報告に基づき、保健所長に防疫活動、食品衛生監視、環境衛生監視等を速やかに実施するよう指示するものとする。

区(保健所)は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「衛生班(防疫)」、「衛生班(食品衛生)」及び「衛生班(環境衛生)」を編成(又は担当者を配置)して、防疫活動を実施する。

また、家屋内外の消毒及びそ族昆虫駆除作業は、保健所が関係部署と緊密な連絡のもとに実施するものとし、分担業務の内容は次のとおりとする。

- ① 避難所の消毒及びそ族昆虫の駆除
- ② 浸水家屋周辺の下水、ごみたまり等の消毒
- ③ 浸水被災世帯に対する衛生指導及び消毒薬剤の配布
- ④ その他

【班別役割分担】

班名	役割
衛生班 (防疫)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等の防疫指導 ・ 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理 ・ 避難所の消毒の実施及び指導 ・ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導
保健活動班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康調査及び健康相談の実施 ・ 広報及び健康指導 ・ 感染症発生状況の把握 ・ 感染症患者発生時の対応指導(消毒等)
衛生班 (食品衛生)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・ 食品集積所の衛生確保 ・ 避難所の食品衛生指導 ・ その他食品に起因する危害発生の防止 ・ 食中毒発生時の対応 ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品の衛生確保、日付管理等の助言、指導 ・ 手洗いの励行について助言、指導 ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの助言、指導 ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の助言、指導

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供
衛生班 (環境衛生)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の塩素による消毒の確認 ・ 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・ 区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・ 避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導

- 保健活動班は、医療救護班と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。
- 衛生班（防疫）は、医療救護班、保健活動班と緊密に連携をとりながら、避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の衛生班（食品衛生）及び衛生班（環境衛生）等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 衛生班（食品衛生）は、保健所長の指揮の下に、食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- 衛生班（環境衛生）は、飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているか、確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように衛生班（環境衛生）が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

2. 感染症対策

感染症法に基づく一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。

区は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

区は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

区は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、衛生班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

3. 被災動物の保護

災害時には、被災により負傷し被災地に残された犬・猫等の動物が多数生じることが予想される。区は、動物愛護及び狂犬病予防の観点から、放し飼い状態の動物による区民への危害発生を防ぐため、動物の一時的な保護支援体制(第2部 第10章 応急対策 第6節「動物愛護」参照)を確立する。

区は、都、関係団体が行う被災地に残され負傷した動物及び飼い主不明の動物の救護活動への協力体制を整備する。

震災編	第1部
	第2部
	第3部
	第4部
風水害編	第1部
	第2部
	第3部

第2節 遺体の埋葬等

(区民部・健康部・土木部、深川・城東・東京湾岸各警察署)

1. 遺体埋火葬

区は、災害時の混乱のため、その遺族が火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合に、応急的に火葬を実施する。

- ① 火葬に付する場合は、「災害死体送付票」を作成し、区健康部が最寄りの火葬場に連絡の上、車両を雇い上げ、区土木部が遺体を搬送する。
- ② 遺骨及び遺留品に「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所へ一時保管する。
- ③ 家族その他から遺骨及び遺留品引取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上、引渡す。
- ④ 火葬の期間は、災害発生の日から10日以内に完了することとし、11日以降も火葬を必要とする場合は、火葬の期間内(10日以内)に、延長の期間、延長を要する理由等を明らかにし、都知事に申請する(費用単価等は、資料編その2 P.資 2-52 I-13-3「災害救助法項目別適用単価等一覧」を参照)。
- ⑤ 火葬を実施し、又は火葬に要する現品若しくは経費を支出した場合、埋葬台帳、埋葬費支出関係書類等、必要な書類・帳簿類を整備し、保存しておく。
通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ確かな処理を期すため、区民部は埋火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

2. 広域火葬

都の調整の下で都内全域及び近隣県等の火葬場を活用して広域的に火葬を行う体制を確保することを目的に、都は平成11年3月に「東京都広域火葬実施計画」を策定した。

区は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬体制の円滑な実施に努める。

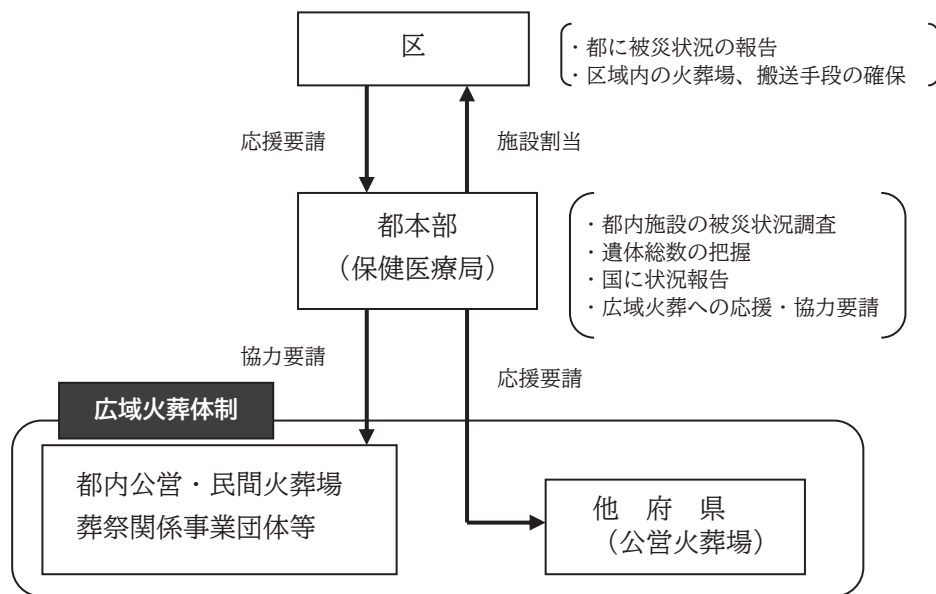
- ① 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、その火葬場で火葬を行うことが困難と判断した場合は、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- ② 埋火葬許可証発行窓口や広報媒体等を通じて区民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知し、理解と協力を求める。
- ③ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬の実施方法、火葬数、遺体搬送時刻、火葬所要時間、その他円滑な火葬に必要な事項を確認する。
- ④ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、災害対策基本法施行令第32条2に定める緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

- ⑤ 広域火葬終了後、火葬数等の実績について都へ報告する。

また、区は、遺体の火葬場への搬送に向けて、都内の公営・民間の火葬場や葬祭関係事業団体等と連携して棺や火葬場を確保し、通行可能な道路にて速やかに搬送する。

- 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。
- 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。

【火葬体制】



3. 身元不明の遺骨の取扱い

- ① 火葬に付した身元不明の遺骨は、遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。
- ② 各警察署は、区と協力して身元不明の遺骨の引取人を調査する。
- ③ 官報に掲載する。
- ④ 警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(おおむね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。
- ⑤ 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
- ⑥ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

